

介護保険 シリーズ その20

介護保険と 保険証

医者にかかる時に保険証が必要であるように、介護保険も介護サービスを受ける時に保険証が必要となります。今回は介護保険の保険証についてご紹介いたします。

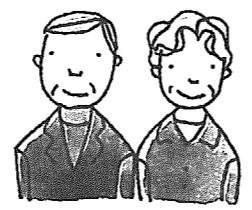
② 保険証が交付される人

次の人に交付されます。

●65歳以上の人

平成12年4月1日に65歳以上の方は、平成12年3月末までに、保険証が1人1枚ずつ交付されます。平成12年4月1日以降に新たに65歳になる方は、誕生日のある月（月の初日が誕生日の方はその前月）に交付されます。

- 8月1日が誕生日の方は ▶7月に交付されます
- 9月3日が誕生日の方は ▶9月に交付されます



●40歳～64歳の人

要介護・要支援の認定を受けた人に交付されます。

Q：医療保険の保険証と介護保険の保険証はどう違う？

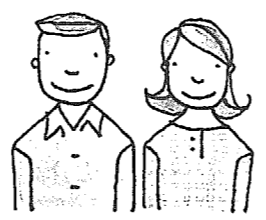
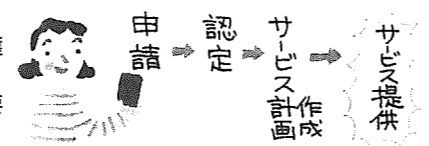
A：それぞれ次のような時に使用します

医療保険の保険証

病気やケガなどで医療（診察・治療・投薬）を受ける時に、医療機関の窓口に出します。

介護保険の保険証

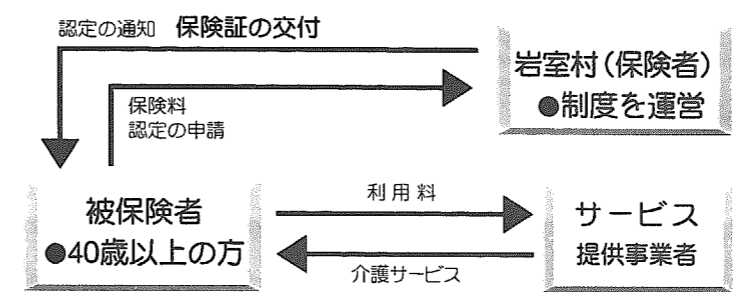
寝たきり痴呆などで、介護サービス（自宅や施設における介護や看護など）を受けた時にサービス提供機関に出します。ただし、介護サービスを受ける場合は、事前に村に申請し、要介護（要支援）認定を受けておく必要があります。



① 保険証は、岩室村から交付されます

介護保険の保険証は制度を運営しているお住まいの市町村から交付されます。

●介護保険のしくみ



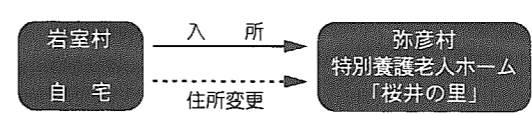
Q：他の市町村の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した時、介護保険の保険証はこの町村からもらえるの？

A：例えば…岩室村に住んでいるA子さんが、弥彦村の特別養護老人ホーム「桜井の里」に入所した場合…

介護保険サービスを受けるため、「桜井の里」に入所したA子さんの住所は1年以上にわたって入所することが予想されるため、「桜井の里」の所在地が住所となります。

ただし、岩室村に住んでいたA子さんが、弥彦村の「桜井の里」のように他の市町村の施設に入所する場合は、入所前に住んでいた岩室村の介護保険の被保険者となり、保険証は岩室村から交付されます。

- 自宅のある岩室村から弥彦村の特別養護老人ホーム「桜井の里」に入所した場合



この場合、住民票は施設のある弥彦村に異動しますが、介護保険については従来どおり岩室村の被保険者となり、保険証は岩室村から交付されます。また、保険料も岩室村に納めます。

③ 介護保険の保険証の特徴

要介護（要支援）認定を受けると、保険証の記入欄に介護サービスを受けるために必要な情報が記載されます。

認定を受けたときの主な記載事項

- ・要介護度（要支援、要介護1～要介護5） ・ 認定の有効期間
- ・要介護度に応じた1か月分の支援限度額
- ・要介護度に応じた施設への短期入所サービスの利用期間と日数
- ・介護認定審査会からの意見（サービスを受ける際に加入者や事業者等が気をつけることなど）
- ・サービスの種類の指定 ・ 保険料の滞納などによる給付制限
- ・介護サービス計画を作成する事業者名
- ・サービスをうける施設の名称や入退所年月日 など